

益田市こども計画（案）に対するパブリックコメントの結果について

1. 実施期間 令和6年12月12日(木)から令和7年1月17日(金)まで
2. 募集方法 郵便、ファックス、電子メールまたは子ども福祉課に持参
3. 公表場所 益田市役所、益田市立保健センター（EAGA内）、美都・匹見分庁舎、各公民館、市ホームページ
4. 意見者数 7名
5. 意見件数 29件
6. 市の考え方 「益田市こども計画」（案）に対するパブリックコメントを実施した結果、次のようなご意見をいただきました。
いただいたご意見の概要及びそれに対する市の考え方は次のとおりです。

番号	頁	意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
1	計画全体	「こども」が生まれてから40歳未満としているのなら、「子ども・若者」はよいとしても、「こども・若者」の表記はおかしいと思います。	本計画では、「こども」に「若者」も含まれていることから、「こども・若者」の表現について、法令に根拠がある語を用いる場合や事業名、固有名詞を用いる場合等の特別な場合を除き、平仮名の「こども」に修正します。	有
2	計画全体	こどもの表記で、全体をさすのであれば、こどもだけの表記でよいということだが、会話の中では伝わりにくいと思う。	本計画における「こども」の表記については、令和4年9月15日付け内閣官房副長官補付こども家庭庁設立準備室の事務連絡に基づき、特別な場合を除き平仮名の「こども」と表記しています。 特別な場合とは、例えば法令に根拠がある語を用いる場合や事業名、固有名詞を用いる場合、そのほか、他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合などです。 なお、本計画においては、特に乳幼児期、学童期、思春期の期間を明確にするために、「子ども」と記載し、青年期全体を含むことを明確にするために、「若者」と記載しています。	無
3	P5	「益田市こども計画」は、P6（5）計画の対象、（6）本計画における「こども」「子ども」「若者」の定義及び「こども」の表記についてより、障がいのあるこどもも含めた全ての子どもを視野に入れて策定されていると思う。本計画には障がいのあるこどもについての課題や施策が含まれている。本計画に含まれず、別途障がい児福祉計画が策定されている意味（目的、必要性等）について説明があった方がよいのではないかと思います。	「益田市障がい児福祉計画」は、障がいのあるこどもに特化した支援を提供するために策定されています。一方、「益田市こども計画」は、全てのこどもを対象とした包括的な施策をもって策定しており、障がいのあるこどもも含めて、全てのこどもが安心して成長できる環境づくりを目指しています。こうした状況から「益田市障がい児福祉計画」が策定されている意味について、「益田市こども計画」で明記する必要性はないと考えます。	無

番号	頁	意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
4	P6	39歳もこどもというのは違和感がある。	本計画では、ポスト青年期の者（青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者）も対象とし、本計画に位置づけるこども施策を実施することとしています。	無
5	P9	蔭路 → 隘路 では	本文を修正します。	有
6	P10	年標記が「2022年（令和2年）」となっています。	本文を修正します。	有
7	P17	就学援助件数、準要保護件数をP19（18）の小中学校の児童生徒数に照らし合わせてみると全国平均援助率14.72%（平成30年度文部科学省就学援助実施状況調査）より高い。年度の違い、自治体の準要保護の認定基準の違いもあると思うが、いずれにしても、経済的に困っている世帯の児童生徒が4人から5人に1人いることが想像される。	就学援助制度については、毎年度、保護者向けに制度を周知しているところです。引き続き、就学に要する費用負担の軽減に努めます。	無
8	P56	基本理念「安心できるつながりの中で、こどもたちが未来に向かって羽ばたけるまち～すべてのこどもの最善の利益を第一に～」について、子どもも大人も一個人として扱うというのであれば分かるが、行政が特定の年代を優先するというのはおかしい。	市町村こども計画は、「こども基本法」の規定に基づき、当該市町村におけるこども施策に関する計画として策定することが求められています。また、「こども基本法」では、こども施策の基本理念のひとつとして、「すべてのこどもについて、その年齢および発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」が示されています。 この背景を踏まえ、「益田市こども計画」では、特定の児童・生徒・若者の利益にかたよることなく、すべてのこどもの利益を考慮し、子育てや教育に関する施策の基本的な方針を定め、計画の柱となる基本理念として「安心できるつながりの中で、こどもたちが未来に向かって羽ばたけるまち～すべてのこどもの最善の利益を第一に～」といたしました。	無
9	P56	基本理念にすべての子どもの最善の利益を第一にとあるが、こどもが第一は、行き過ぎと思う。	No.8と同じ	無
10	P56	基本理念の表現が、こども以外の一般の人は、後回しというようなイメージがある。これは、間違っているのではないか。 大人の意見も聞いていない世の中で、子どもの意見を優先するというのは違和感がある。	No.8と同じ	無

番号	頁	意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
11	P56	基本理念が、こどもがすべてに優先するというように見受けられる。未成年も一個人として尊重するということは理解できるが、優先はおかしいと思います。	No.8と同じ	無
12	P56、57	計画の基本理念を子どもたちに対してどのように説明できるか、この計画を子どもたちが読んで、見て理解できる文章も必要かと思う。（ダイジェスト版等）	本計画の策定後に一般向けとこども向けの概要版を策定する予定です。	無
13	P58～62	基本目標2、4では「本市では」とあるが、基本目標1、3、5の中では文書の主語がはっきりしていない。	P58～62に掲載の基本目標1～5における取組の主体は益田市であるため、表現の統一を図るために、2および4の項目における「本市では」の表現を削除します。	有
14	P59	基本目標2 子どもを育む支援 共働き家庭が増加している現代社会にあっては の項 男性が家事や子育てに参加しやすくとともに、仕事を中心とした生活スタイルを見直し、日常生活と職業のバランスが保たれたものにすることが重要です。とあります。 これに対して啓発活動が主な方策となっています。 しかし、これはとても弱い方策ではないでしょうか。この部分が少子化、母親の子育てのしにくさにつながっていることは周知の事実です。 市役所をはじめとする公の施設がモデルになるとか、どこかの企業がモデル企業となり実証実験的に進めていくことがよりよい啓発活動になると思われます。そのようなモデル事業を行うところには、しっかりと事業手当もつけ予算化を図るぐらいの、この事業に対する本気度を望みます。 学校で行う場合には、実際には職員の余裕が必要です。男性の育児休暇を取るような学校には、益田市の予算で余力の職員を雇い派遣をするような制度があってもよいのではないかと思います。	ご指摘いただいたように、市役所をはじめとする公的機関や企業等がモデルとなり、実証実験的に進めていくことが、より効果的な啓発活動につながると考えます。 この考えに基づき、益田市役所では、平成28年5月に市長、副市長、教育長、部長級職員がそれぞれ、子育てや介護のための休暇を取得しやすい環境を整え、ゆとりのある生活を送るための時間を作ることを宣言しました（イクボス宣言）。これを受けて、男性職員が育児休暇を取得しやすい職場づくりを進めています。 また、市内の企業等に対しては、仕事と生活の調和を推進し、子育てにやさしい職場づくりに積極的に取り組む企業等を募集し、「ますだ子育て応援宣言企業」として登録し、その取組事例を市公式ウェブサイトで紹介しています。現在、57事業所が登録されています。 一方、学校への派遣制度の構築については、職員を雇用している事業主（島根県等）が検討すべき課題であり、市の裁量で対応することは困難だと考えます。 なお、国は育児・介護休業法を改正し、男性の育児休業が取得しやすくなるよう積極的にPRを行っています。これらの状況を踏まえ、本計画に位置付けている地域で支える子育ての推進につながる取組を実施してまいります。	無

番号	頁	意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
15	P60	「基本目標3 こどもの成長の保障と遊びの充実」の取組連携する中に保護者を入れてほしい。 P8こども基本法の基本方針5に、子どもの養育については家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義責任を有するとの認識の下云々とあるので。	「保護者等の意向を確認しながら」を追記します。	有
16	P64、65	「横断目標 こども・若者が社会の一員として個人の意見が尊重される社会の実現を目指す」について 大切なことであり、具体的に取り組みを進めてほしい。 子ども、若者の権利に関わる普及啓発を進める上でも、本計画を、子ども、若者、保護者が読んでわかる計画書にしてほしい。	本計画の横断目標「こども・若者が社会の一員として個人の意見が尊重される社会の実現を目指す」ため、関係部局と連携して取組を進めていきます。また、一般向けの概要版やこども向けの概要版の策定等を通じて、市民が計画内容の理解を深められるようにしていきます。	無
17	P66、67	「基本目標1 生活の改善と安定に向けたこども・子育ての支援 1-①社会で支えるこどもの貧困対策」について P17(14)(15)の就学援助件数からNo.6就学援助制度の実施は重要と思う。必要な児童生徒が安心して受けられるように制度の周知、相談しやすい環境を今後も調べていってほしい。	No.7と同じ	無
18	P68	「1-②障がい児支援・医療的ケア児などへの支援」について P58インクルーシブな保育・教育体制を推進すると明記されている。P68では地域における支援体制の強化や保育におけるインクルージョンを推進するとあるが、義務教育においてはどうか。P69 No.6では特別支援学級などへの支援体制の充実とあるが、地域の学校へ希望する児童生徒が遠方の特別支援学校へ入学を勧められている実態もある。「インクルージョンを推進」する上で特別支援学校の位置づけを明記する必要はないだろうか。	小中学校においては、インクルーシブ教育を推進するため、交流及び共同学習の実施や各種支援員の配置などに取り組んでおり、施策内容を下記のとおり修正します。 1-②障がい児支援・医療的ケア児などへの支援 No.6の施策内容に「・交流及び共同学習の実施」を追加し、「保護者への情報提供として、相談支援ファイル及び相談マニュアルを必要に応じて配布します。」を削除します。新たに施策項目「特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者等への支援」、同項目の施策内容を「・保護者への情報提供として、相談支援ファイル及び相談マニュアルを必要に応じて配布します。」及び「・特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者等に対して、経済的負担能力の程度に応じて、特別支援教育就学奨励費を支給します。」に修正します。	有

番号	頁	意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
19	P70～72	「1-③児童虐待防止とヤングケアラーへの支援」について P21 (2) ①主要調査結果から公的な相談支援機関は気軽に相談できる場とは言えない現状が窺える。P23③地域子育て支援事業のサービス認知度も妊産婦～乳児期を過ぎると認知度が低くなっているのは何故だろう。P24地域子育て支援拠点サービス利用状況も②赤ちゃん訪問以外は利用率が低い。特に⑥⑦⑩の子どもの発達や就学、保護者自身の健康、心配事について、利用状況は1割以下で相談できずに困っている人が少なからずいると想像される。 こども家庭センターの周知については、どこで誰が（どのような職種の人が）なにをしているのか、そこへ行くどのような相談ができ、どんなサービスが受けられるのか、わかりやすく周知してほしい。No.1～8の施策を実施するために、子どもたちと保護者の生活に継続して関わっていける人員配置を望みます。継続する支援により信頼、安心感が生じ、次につながる好循環が生まれると思う。	子育て環境の多様化に伴い、家庭が抱える課題も複雑化する中、公的機関の相談窓口の充実に加え、福祉事業者や民間団体を含めた地域のネットワークとの連携が重要です。どの関係機関に相談しても、多機関連携のもとで、対象者のニーズに寄り添い、必要な支援につなげる取組が求められます。 P50に記載しているように母子保健と児童福祉の相談支援を一体的に行う「こども家庭センター」において、保健師や社会福祉士等の専門職が関係機関等との連携を図りながら、必要な支援を切れ目なく提供するため、マネジメントし続けることで、子育てに不安や負担を抱える家庭に対し、虐待の未然防止や福祉の向上を図っています。そのため、専門性の向上や職員体制の充実が必要とされています。 P23「③地域子育て支援事業のサービスの認知」において、②の赤ちゃん訪問のような全戸訪問の事業に対して、⑥⑦⑩のような多機関連携によるきめ細かな調整を要する事業は、個別の相談支援になるため、認知度が低いのではないかと考えられます。 P93「(2) 地域子ども・子育て支援事業の提供体制」に記載されているとおり、特定の方を対象とした事業もありますが、広く周知をする事業については、市公式ウェブサイトや益田市健康づくりガイドブック等に掲載するとともに、妊娠届出時等各種申請や健診、サービス利用の機会などを通じて周知を図っています。引き続き、わかりやすい形でサービスの周知に取り組んでいきます。	無
20	P72	「1-④こどもの自死対策、犯罪などからこどもを守る取組」について P18 (16) 不登校者数は、p19 (18) 児童生徒数の減少傾向に反して増えている。2023年度は小学校で2.7%、中学校で5.5%になる。 No.6不登校支援について、益田市教育センター（ふれあい学級）のほかに民間施設があり日中を過ごしている児童生徒もいると聞いている。義務教育機関である小中学校の児童生徒のこうした居場所への通いに対して、通う児童生徒への市の支援はできないのか。	不登校支援施設に通所する児童生徒への通所に係る支援については困難であると考えておりますが、今後の研究課題とさせていただきます。	無

番号	頁	意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
21	P74	「基本目標2 こどもを育む支援 2-①母体とこどもの健康の確保」について P23～25③地域子育て支援拠点事業のサービス認知グラフ①～⑤産前産後、乳児期で70%～80%以上の方がサービスを知っており、特に赤ちゃん訪問は70%の方が利用し、満足度も高い。今後もぜひ継続し、その後の相談機関等の利用につなげてほしい。 また、家庭訪問を受けていない20%～30%の乳児および保護者、世帯のフォローは重要と思うが現状が紙面からは伝わらない。フォローはされてると思うが今後も取り組んでいただきたい。	No.19と同じ	無
22	P76	「2-②子育ての悩みや不安への支援」について P21、23から公的な相談機関に気軽に相談する保護者は多くない。重複するが、こども家庭センター等について具体的に周知を行ってほしい。ここへ相談したら継続して支援を受けられる、安心感を得られるということが大切と思う。 P75～76にあるNo.1～12の支援について様々な形で、どこで誰が何をしているのか、どのように支援が受けられるのか、わかりやすい情報提供が必要と思う。	No.19と同じ	無
23	P78	「2-③子育てや教育に関する経済的負担の軽減」について P17（14）（15）の就学援助率や、P34⑪金銭的なゆとりについてのグラフで、苦しいと回答した割合が38.4%（中学2年生の保護者）であることから、金銭的にゆとりのない現状で子育てしていることがうかがえる。	No.7と同じ	無
24	P79～81	「2-④地域で支える子育ての推進」について インクルーシブの考え方に基づいて、施策項目に放課後デイサービスの記載も必要ではないか。	インクルーシブの考え方に基づいて「P68 1-②障がい児支援・医療的ケア児などへの支援」に掲載のNo.2「障がい児通所支援事業の実施」とNo.3「医療的ケア児支援」を掲載（再掲）します。	有
25	P82	「基本目標3 こどもの成長の保障と遊びの充実 3-①質の高い教育・保育の提供の充実」について No.3特別保育サービスの実施等就学前では障がいのある子どもへの施策が明記されているが、就学後の特別支援学校（学級）に通学する児童生徒への施策はどのように説明されるのか。	特別支援学校に通学する児童生徒への支援については、現在のところ、浜田ろう学校へ通学する児童生徒への移動支援を実施しています。「P68-P69 1-②障がい児支援・医療的ケア児などへの支援」に、次のとおり施策項目を追加します。 No.9「特別支援学校への通学支援（島根県立浜田ろう学校に在籍する児童・生徒に対し、通学支援事業を実施します。）」	有

番号	頁	意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
26	P85～87	「基本目標4 こどもが安心して過ごせる環境の充実 4-①地域と連携した学校教育の推進、4-②こどもの居場所づくりの推進」について P68、69 1-② No.3、6において医療的ケア児支援として放課後等デイサービスの実施等の施策があるが、4-①②にも障がいのある子どもたちの地域の中で育ち、教育を受ける施策項目、居場所づくり（放課後等デイサービス等）の記載項目を記載するべきではないか。	「P85 4-①地域と連携した学校教育の推進」については、学校教育に関する施策であるため記載はしませんが、「P87 4-②子供の居場所づくりの推進」において、「P68 1-②障がい児支援・医療的ケア児などへの支援」に掲載のNo.2「障がい児通所支援事業の実施」とNo.3「医療的ケア児支援」を掲載（再掲）します。	有
27	P88	「4-④不登校のこどもへの支援」について 民間のフリースクールに対する支援、連携についても施策として上げるべきではないか。	No.2の施策項目「困難を抱える子どもや家族などに対する支援」の施策内容について、以下のとおり修正します。 「子ども・若者支援センターの運営など、関係機関・民間施設（NPO・フリースクール）と連携し、困難を抱える子どもの居場所づくりに取り組みます。」	有
28	P91	「5章 施設・事業ごとの量の見込みと提供体制の確保」について 施設ごとの事業概要について説明があるので、一定の理解はできるが、それが具体的に誰がどこで誰を対象にどのようなことをしているのか、一般住民にはわかりづらい。 例えば①利用者支援事業は量が1であるから、助産師さんが自宅で相談を受けておられるのを聞いたことがあるけどそのことかな？	P91「第5章 施設・事業ごとの量の見込みと提供体制の確保」については、「子ども・子育て支援法」に基づき、各年度における教育や保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」およびそれに対する「提供体制の確保の内容とその実施時期」を定めることが求められています。 そのため、必要最少限の内容として記載しており、わかりづらい部分があるかもしれませんが、ご理解いただけますようお願い申し上げます。 なお、掲載事業に関する表については、レイアウトを統一するよう修正いたします。	無
29	P107～109	「5章 施設・事業ごとの量の見込みと提供体制の確保」について この章では事業説明があるが、わからない事業や言葉が多くあったので、巻末の用語説明に挙げてほしい。 例として、対話+（プラス）、益田版職業体験、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所訪問支援、育成支援機関、特定地域保育、障がい児通所支援事業、要保護児童対策地域協議会、こども家庭センター、つろうて子育て協議会、巡回支援指導事業、益田人100 等	例として挙げられた用語を含め、本計画の巻末に資料編として、用語解説を掲載します。	無